

インボイス通知書の継続発行をご希望のお客様へ

ご注意ください

継続発行は申込の時期によって、初回の対象期間が変わります。

対象期間に該当しない期間の通知書も必要な方は「通知書発行申込書」を合わせてお申込みください。

○毎月の場合

申込月分より発行いたします。

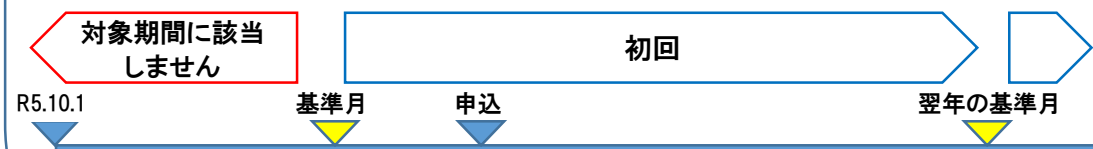
（例：申込月：4月⇒4月1日～4月30日分を翌月5月に発行いたします。）



○12ヶ月の場合

申込月から最初に到来する発行基準月（申込月含む）の月末基準で発行いたします。

（例：申込月：4月 発行基準月 12月⇒1月1日～12月31日分を翌年1月に発行いたします。）



※インボイス制度の開始は令和5年10月1日です。それ以前の通知書は発行できません。